合併処理浄化槽設置整備事業について

1. 補助対象地域

公共下水道事業区域及び農業集落排水事業区域を除く地域。

2. 補助対象者

町民及び設置後に町民となる方で、個人所有で居住目的の住宅のみ。

3. 補助金額

区　分		５人槽	７人槽	１０人槽
標準工事費		1,040,000 円	1,288,000 円	1,813,000 円
内訳	**補助金**	728,000 円	901,000 円	1,269,000 円
	設置者負担金	312,000 円	387,000 円	544,000 円

(1) 各人槽の区分は、新築の場合は延べ床面積、改造の場合は現在の居住人員で決定します。

※延べ床面積が 130 ㎡以下であれば 5 人槽、130 ㎡を超えるものであれば 7 人槽、浴槽及び台所が 2 箇所以上であれば 10 人槽となります。

(2)工事費については、上記金額の他に排水設備工事費(トイレの工事費含む)約 55 万円程度の負担となります。

(3)設置事業に係る箇所別の経費負担は次のとおりです。

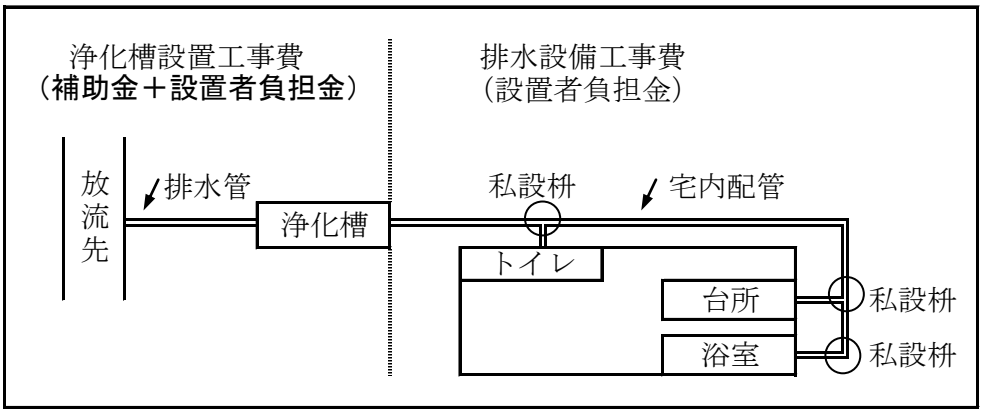

(2) その他に法定検査等、毎年の維持費がかかります。

① 保守管理料　　約 35,000 円／年

② 法定検査料　　9,000 円／年(浄化槽法第 11 条により年 1 回の検査が義務づけられています)

③ 汚泥くみ取り料等　約 27,000 円／年(人槽等によって増減します)

「長沼町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」抜粋資料

Q：補助対象者は？

A：公共下水道事業区域及び農業集落排水整備事業区域を除く地域において合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
ただし、町税等を完納している町民、及び設置後町民となる者に限る。
※個人所有の建物で、かつ個人住宅であること。

次の各号に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

（1）浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査、又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。

（2）長沼町指定合併処理浄化槽設備工事業者によらないで施工した者。

（3）住宅等を借りている者で、賃借人の承諾が得られない者。

（4）販売目的で合併処理浄化槽付き専用住宅等を建築（改築を含む。以下同じ）する者。

Q：補助金額は？

A：補助金の額は、下記に挙げる額を限度とし合併処理浄化槽設置に要する工事費の 70%の範囲内で補助する。

浄化槽区分	補助金額
5 人槽	728,000 円
7 人槽	901,000 円
10 人槽	1,269,000 円

ただし、補助金の算出額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

Q：補助金交付申請に必要な書類は？

A：補助金交付申書に次の書類を添付して、申請しなければならない。

（1）浄化槽設置届出書（審査期間を経過したもの）の写し又は建築確認通知書の写し

（2）合併処理浄化槽の設置計画図

（3）住宅を借りている者は、賃借人の承諾書

（4）合併処理浄化槽の整備工事見積書

（5）合併処理浄化槽施工業者との工事請負契約書の写し

（6）町税等納税証明書及び使用料等納入状況調査承諾書

Q：実績報告に必要な書類は

A：補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 ヶ月以内又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに実績報告書に次の書類を添付して提出しなければならない。

（1）長沼町合併処理浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

（補助事業者が自ら該当浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

（２）浄化槽法定検査依頼書の写し

（３）浄化槽工事業者が撮影した次の写真

ア　浄化槽設備士が実地に監督していることを証明する写真

イ　基礎工事の状況を示す写真

ウ　据付工事の状況を示す写真

エ　かさ上げの状況を示す写真

（４）設置した合併処理浄化槽の使用開始届

Ｑ：事業実施後に必要なことは？

Ａ：補助対象者は、浄化槽法第 7 条及び第 11 条に規定する水質検査（以下「法定検査」）を受検するとともに、その結果を検査機関から通知のあった日から 1 ヶ月以内に町長に報告しなければならない。また、補助対象者は、保守点検・清掃の 1 年分の記録をとりまとめ、毎翌年度の 4 月末日までに報告しなければならない。なお、法定検査を受検しない場合、30 万円以下の過料に処される場合がある。

～　よくある質問集　～

問１．申請はいつ頃すればいいですか？

答１．申請書などの書類の整備については、本来個人が行うものですが、書類も多く煩雑であることから施工業者が便宜的に行っている場合があります。また、申請後に設置予定場所の確認、決定通知の送付となりますので、施工開始は決定通知の受理後からとなります。増改築等も併せて行う場合は施工の都合もあると思われますので、建築業者、浄化槽施工業者と施工時期を検討して申請して下さい。

問２．私設桝や浄化槽までの宅地内配管の工事も、合併浄化槽の指定業者でなければダメでしょうか？

答２．浄化槽から排水（放流先）までの部分については合併処理浄化槽の施工基準があり、指定業者でなければできません。家から浄化槽までの宅地内配管については、施工基準はありますが補助対象ではないので指定業者である必要はありません。（水道の指定業者の条件あり）

問３．従来の汲み取り用の便槽は撤去してくれますか？

答３．費用については補助対象になりませんが、業者に依頼した場合は消毒して砂で埋め戻しか、撤去をしてくれます。

問４．工事期間中のトイレの排水や台所等の排水についてはどうなりますか？

答４．トイレ内の改造は１日でき、浄化槽設置配管をつなぐまでは、現在使用している排水処理方法とするので、屋外に仮設トイレを設置することもなく、トイレ内の改造が終わればその日のうちに使用可能となります。

問５．浄化槽の上を車が通過するのは問題がありますか？また、屋根の雪の落ちる場所への浄化槽の設置はダメでしょうか？

答５．浄化槽本体は、ＦＲＰ（強化プラスチック）であり、土中に埋め上部を１５㎝のスラブコンクリートで覆います。乗用車が通過する程度は問題ありませんが、乗用車の駐車、除雪などでトラクター等の重量車両が載ることは破損や事故につながる危険性があります。本体の蓋も通常はプラスチックですが金属製もありますので、止むを得ず浄化槽の上を重量車両が通らなければならない場合は、業者とよく相談して下さい。また、位置的に屋根の雪の落ちる所しか無い場合は、浄化槽の４角に古タイヤ等を置き、コンパネを敷いて蓋が雪で埋まらないようにするなど、点検時すぐ蓋を開けられるような対策が必要です。

問６．年間の維持費はどれくらいかかりますか？

答６．浄化槽法第７条、第 11 条の法定点検があり、また汚泥汲み取り料もあるので、年間約７万円維持費がかかります。

問７．住宅と浄化槽の距離はどれくらいあればいいですか？
答７．宅地内での住宅の位置や向き、放流先の位置関係により各戸で違いがあります。勾配などの関係もありますので業者と協議してください。

問８．水洗トイレにした場合、便器はいくらしますか？
答８．便器については各メーカーで多様な機種があり、値段もピンからキリまでありますので、好みのもので結構です。

問９．浄化槽設置のスペースはどれくらいですか？
答９．幅 2m、長さ 3m位の穴を掘って設置します。場所については業者と協議してください。役場からも工事前に現地の確認に伺います。

問１０．合併処理浄化槽の維持経費についての補助はないのですか。
答１０．現在、本町では維持に関する経費についての補助は行っていません。

問１１．宅内配管にお金がかかるので、トイレだけ浄化槽につないで、他の配管については現状のままということはできないのですか。
答１１．合併処理浄化槽の本来の目的が、1 件の家から出る汚水を全て浄化してきれいにして流すことなのでできません。施工するメリットが半減することになります。

問１２．浄化槽からの放流高さはどれくらいになりますか？
答１２．宅盤より 60cm 下がりくらいです。

問１３．家の前の排水が浅いので町道を横断して反対側の排水に放流したい。
答１３．道路を管理している管理係に道路占用を提出してもらい、許可が下りれば問題はありません。また、過去の例として排水が浅くポンプアップにより放流しているところもあります。

問１４．電力はどこから使用すればいいですか？
答１４．家屋から取ります。

【手続方法と提出書類】		【書類の流れ】				
浄化槽設置者	・申込み	設置者				
↓	・住宅賃借人の承諾（本人持ち家であれば必要なし）	↓	↘			
施工業者	・見積書、設置計画図の作成、工事契約	施工業者		賃借人		
↓						
浄化槽設置届出	または 建築確認申請（新築の場合）	設置者	→	役　場	→	振興局
↓	設置届を受理してから１０日後（審査期間）			（設置届→町民生活係、確認申請→建築係）		
補助金交付申請	**①補助金交付申請書（第１号様式）の提出**	設置者	→	役　場		
↓	・浄化槽設置届出書または建築確認通知書の写し					
↓	・設置計画図					
↓	・賃借人の承諾書（本人持ち家であれば必要なし）					
↓	・工事見積書					
↓	・町税等納税証明書及び使用料等納入状況調査承諾書					
↓	・請負契約書の写し					
補助金交付決定	**②補助金交付決定通知（第２号様式）**	役　場	→	設置者		
↓	（③補助金不交付通知書（第３号様式））					
浄化槽工事の着手	④変更等承認申請書（第４号様式）※変更がある場合	設置者	→	役　場		
↓						
完　了　報　告	**⑤実績報告書（第５号様式）の提出**	設置者	→	役　場		
↓	・保守点検業者及び清掃業者との委託契約書の写し					
↓	・法定検査依頼書の写し					
↓	・施工状況を撮影した写真					
↓	工事完了検査（排水工事含む）					
交付額の決定	⑥補助金額確定通知書（第６号様式）	役　場	→	設置者		
↓						
補助金請求	**⑦補助金交付請求書（第７号様式）の提出**	設置者	→	役　場		
↓						
補助金交付	請求書提出から約２週間後に振込	役　場	→	設置者		